

山口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

平成17年10月1日

条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 市内に事務所又は事業所等を有する法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書面

(指定管理者の指定)

第3条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、申請のあつた公の施設の管理を行わせるに最適な法人その他の団体(以下「指定管理者候補者」という。)を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画書の内容が利用者の平等な利用が確保されているものであること。
- (2) 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮できるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られているものであること。
- (3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、申請のあつた公の施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

2 市長は、前項の規定による指定管理者候補者の選定から指定に至るまでの間において、指定管理者候補者を指定管理者として指定することが不可能となり、又は著しく不適当と認められる事情が生じたときは、当該指定管理者候補者を除く他の申請者の中から指定管理者候補者を選定することができる。

3 前項の規定により指定管理者候補者を選定しようとするときは、第1項に規定する基準を満たさなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第4条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、指定を受け管理する公の施設(以下「指定管理施設」という。)に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第7条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 指定管理施設の業務の実施状況及び施設の利用状況
- (2) 指定管理施設の利用に係る料金収入の実績
- (3) 指定管理施設の業務に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理施設の業務の実態等を把握するために必要な事項

(業務報告の聴取等)

第5条 市長は、指定管理施設の業務の適正を期するため、指定管理者に対し、業務及び経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(秘密保持義務及び個人情報の取扱い)

第6条 指定管理者は、山口市個人情報保護条例(平成17年山口市条例第12号)第4条の規定を遵守するとともに、その保有する個人情報の漏えい又は滅失の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者及び指定管理施設の業務に従事している者は、指定管理施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。
- 3 前項の規定は、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者の職務を退いた後においても、同様とする。

(指定の取消し等)

第7条 市長は、指定管理者が前3条の規定に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による業務を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(指定等の公告)

第8条 市長は、指定管理者を指定したとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞な

くその旨を公告しなければならない。

(原状回復義務)

第9条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第7条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった当該公の施設の建物及び附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第10条 指定管理者は、故意又は過失により指定管理施設の建物及び附属設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(市長による管理)

第11条 市長は、次に掲げる場合に該当し、かつ、必要があると認めるときは、指定管理者が管理する公の施設に関する他の条例(以下この条において「個別条例」という。)

の規定にかかわらず、期間を定めて管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

- (1) 第7条第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。
 - (2) 指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部又は一部を行うことが困難となったとき。
 - (3) 指定管理者を指定することができないとき。
 - (4) 指定管理者を指定した後管理の業務を行うまでの間に当該指定管理者が管理の業務を行うことが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき。
- 2 前項の規定により市長が管理の業務の全部又は一部を行うときは、個別条例の例により行うものとする。
- 3 市長は、前2項の規定により管理の業務を行うときは、あらかじめ、その旨を公告しなければならない。

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第12条 この条例を山口市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条から第5条まで及び第7条から前条までの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」と、第2条及び次条の規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において指定管理者にその管理を行わせていた公の施設のうち本市が引き続き設置する当該公の施設について、施行日以後引き続き指定管理者に管理を行わせる場合においては、施行日の前日において当該公の施設の管理を行わせていたもの(以下「合併前の指定管理者」という。)は、第3条に規定する手続により当該公の施設の管理に関する業務を行わせる指定管理者となるべき団体として選定されたものとし、当該合併前の指定管理者を引き続き当該公の施設の指定管理者として指定する。
- 3 前項の場合において、施行日に合併前の指定管理者の地位を承継する団体は、合併前の指定管理者とみなす。

附 則 (平成 19 年 3 月 23 日条例第 3 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。